## 資料 総5

全 員 協 議 会 資 料 平成30年(2018)9月27日 総 務 部 防 災 安 全 課

## 土砂災害特別警戒区域の住民説明会開催状況について

- 1. 開催地区 37地区(対象外:四絡、川跡、長浜、灘分、久木、出東)
- 2. 開催予定回数 68回(4月末から実施)
  - ※各地区の説明会については、各コミュニティセンターが自治会、土木委員等に相談のうえ日程、会場等を決定
- 3. 実施回数(人数) 59回(1,805人) ※4月27日~9月24日までの実績
- 4. 今後の予定 12月末までに説明会終了 来年3月に県が区域を指定
- 5. 説明者 島根県出雲県土整備事務所
- 6. 主な質問と回答
  - 〇レッドゾーンの基準は?

傾斜角度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で、崩落した場合に建物の破損が生じ、生命や身体に著しい危険が生じる恐れがあると認めらる区域

○なぜ、土質は考慮してないのか?

岩なら安全とか、粘土だから危険という土質での判断ではなく、あくまで地 形で判断しているため。

○固定資産税はどうなるか?

固定資産税の補正(減額)については、他市の状況も踏まえ検討しています。

○レッドゾーンの見直しはあるのか?

概ね5年に一度見直すことにしています。

○国からの補助はないか?

国からの補助はありません。建物の壁補強については、県と市で助成する考えです。なお、全国で助成制度があるのは、島根県と鳥取県のみです。

〇レッド指定になると建物が建てられないのか?

建設することはできます。住宅の場合は、壁を補強する必要があります。 ただし、車庫、倉庫の場合は、必要ありません。

〇レッド指定までに補強をせずに家を増改築することは可能か?

可能ですが、できれば補強していただきたい。 指定後であれば、助成制度を活用することが可能となります。

○危険なところからハード整備を行っていただきたい

現在も治山事業や砂防事業を行っているが、追いついてないのが現状です。 レッドゾーン区域は、特に土砂災害の危険性が高い所ですので、大雨等で 心配な場合は、早めの避難に心がけてください。